

# あいちの農林水産物と食文化の魅力発信事業委託業務 企画提案書募集要項

## 1 事業の目的

2026年9月から開催される「アジア・アジアパラ競技大会」において、大会関係者や県民・市民が交流する機会となる「文化プログラム主催事業」にブースを出展して、国内外の方々を対象として愛知県産農林水産物の知名度を向上させるため、その魅力を発信し、今後の販路拡大につなげる。

また、大学生等とともに本県の食文化を体験するブースを出展し、本県の郷土料理や食文化に関する県民への理解醸成を図る。併せて、この経験を生かして参画した大学生等を食育の担い手として育成する。さらに、ブース出展後は、その大学生等が食育の推進方法等を検討するワークショップを開催し、今後の食育推進施策の改善につなげていく。

これらの事業を円滑かつ効果的に執り行うために、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

## 2 委託業務の概要等

- |             |                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名称    | あいちの農林水産物と食文化の魅力発信事業委託業務                                                                 |
| (2) 業務内容    | 別添「委託業務仕様書」のとおり                                                                          |
| (3) 委託期間    | 契約日から2027年2月26日（金）まで                                                                     |
| (4) 委託金額限度額 | 21,099,650円以内（消費税及び地方消費税込み）                                                              |
| (5) 支払条件    | 精算払い                                                                                     |
| (6) その他     | 企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、それを超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。 |

## 3 募集期間

2026年3月17日（火）から2026年4月6日（月）午後5時まで（必着）

## 4 応募資格

応募資格者は、国内における消費者向けの催事業務に精通しており、農林水産物や食品の商品PR、展示販売の企画・運営に豊富な経験を有するなど、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち、営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」のうち、以下の取扱内容すべてに登録（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれるものを含む）されており、かつ、愛知県内に本社、支社又は営業所があること。
  - ア（小分類）「02. 広告」のうち（細分類）「01. 広告企画・代行」
  - イ（小分類）「03. 催事」のうち（細分類）「01. イベント企画」「02. 会場設営」及び「03. 展示」

- ウ (小分類)「04. デザイン」のうち(細分類)「01. デザイン」
- (3) 企画提案書の提出期限において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
  - (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け 愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。
  - (8) 事務局が開催する説明会に参加すること。

## 5 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。説明会への出席は企画提案書応募の必須条件とする。

- (1) 開催日時  
2026年3月23日(月) 午後3時から
- (2) 開催場所  
愛知県庁西庁舎 5階 愛知海区漁業調整委員会委員室  
名古屋市営地下鉄名城線「名古屋城」駅から徒歩1分
- (3) 参加可能人数  
1事業者につき2名までとする。
- (4) 資料等  
本募集要項、仕様書等関係様式一式を説明会に持参すること。
- (5) 参加申込方法  
件名を「あいちの農林水産物と食文化の魅力発信事業委託説明会の参加について」とし、[shokuiku@pref.aichi.lg.jp](mailto:shokuiku@pref.aichi.lg.jp)宛て「事業者名」「出席者数」及び「連絡先(電話番号)」を記載の上、電子メールで送信すること。
- (6) 申込期限  
2026年3月19日(木) 正午まで

## 6 応募方法等

- (1) 企画提案書等の提出
  - ア 提出書類
    - (ア) 企画提案書(別添様式1)  
※A4判縦方向、横書き、片面・左綴じ、文字サイズは12ポイント以上とし、別紙がある場合はそれを含め、合計20ページ以内で記載すること。ただし、図表その他の関係でこれによりがたい場合は、この限りではない。
    - (イ) 見積書  
※「愛知県知事」宛てとしたもの
    - (ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(別添様式2)

- (エ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
  - (オ) 定款又は寄付行為
  - (カ) 直近3か年の決算報告書
  - (キ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書
  - (ク) 過去に実施した類似業務の成果書
- イ ア(ア) 企画提案書（別添様式1）に記載する内容等
- (ア) 「3 業務内容等」の「(1) 業務実施の基本方針」について  
本業務の目的との整合性に留意して記載すること。
  - (イ) 「3 業務内容等」の「(2) 業務内容及び実施方法」について  
あいちの農林水産物と食文化の魅力発信事業委託業務仕様書の「3 業務内容」への対応について、実現性の高い業務内容及び実施方法となるよう、以下に留意して記載すること。
    - a 県産農林水産物の魅力発信について
      - (a) 県産農林水産物の試飲・試食  
ブース来場者に対して試食・試飲品目の魅力を伝え知名度を向上させるため、調理方法や提供方法などを各品目の提供数を含め、具体的に記載すること。
      - (b) アンケート調査の実施  
今後の販路拡大につなげる施策の検討材料とするため、試食・試飲者の3割以上から徴収する。その方法について、アンケート内容（例示）及び分析方法とあわせて具体的に記載すること。また、アンケート協力者に配付するノベルティグッズのイメージや配付方法等についても具体的に記載すること。
      - (c) 動画によるPR  
試食・試飲した品目を視覚・聴覚により来場者の記憶に留めるための動画の構成（例示）やストーリーなどを具体的に記載すること。
      - (d) 着ぐるみによるPR  
出展ブースへ来場者を呼び込むため、ブース周辺の来場者の目に留まるような具体的なデザインを記載すること。
    - b 食文化の魅力発信等について
      - (a) 食文化等のプロモーション  
来場者が本県の郷土料理や食文化について理解を深めるとともに、大学生等が円滑に実施できるような郷土料理の食品サンプル作り等の体験型プログラムの企画やその運営方法について、具体的に記載すること。また、体験型プログラムを実施する大学生等の募集方法についても具体的に記載すること。
      - (b) 大学生等による食育啓発手法の検討  
グループワークを円滑に進めるため、ファシリテーター等の人員配置や運営体制等について具体的に記載すること。
  - (ウ) 「4 業務の効果」について  
今回の取組成果を「県産農林水産物の販路拡大」と「食育の推進」の観点からどのように波及、発展させていくかなどについて記載すること。
  - (エ) 「6 その他」について

受託業務の一部を再委託する場合、その業務内容、理由、業務費などを具体的に記載すること。

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※ただし、ア（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）の書類は正本1部のみの提出でよい。

エ 提出期限

2026年4月6日（月）午後5時（必着）

オ 提出方法

郵送もしくは持参

持参の場合は、土日祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。

(2) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県庁西庁舎5階

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課需要拡大・ブランド力強化グループ

電話 052-954-6434（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6940

電子メール shokuiku@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

ア 企画提案書の提出は、1事業者1提案とする。

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。

ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。なお、提出資料は返却しない。

エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

オ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

キ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 募集要項に違反すると認められる場合

## 7 選定者数

1者

## 8 審査・選定等

### (1) 審査方法等

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

ア 書面審査（一次審査）

提出された応募書類に基づき、審査委員会の審査基準に準じて、愛知県農業水産局農政部食育消費流通課による書面審査を行う。ただし、提案数が5件以下の場合には実施しない。

書面審査の結果については、プレゼンテーション審査までに連絡する。

イ プレゼンテーション審査（二次審査）

(ア) 日時（予定）

2026年4月13日（月）午前 ※時間については後日連絡する。

(イ) 会場（予定）

愛知県庁西庁舎 5階 愛知海区漁業調整委員会委員室

(ウ) 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり12分間のプレゼンテーション後、8分間の質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等について

(ア) 実施体制の的確性・実効性

(イ) 類似業務の実績

イ 業務実施内容について

(ア) 業務目的との整合性

(イ) 合理性、卓越性、独創性

(ウ) 提案内容の具体性、実現性

ウ 業務の効果について

業務の効果、発展性

エ 委託業務経費について

経費項目、金額の妥当性

オ 社会的価値の実現に資する取組について

(ア) 環境マネジメントシステムの導入

ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。

(イ) 自動車エコ事業所の認定

自動車エコ事業所の認定を受けていること。

(ウ) あいち生物多様性企業認証

あいち生物多様性企業認証を受けていること。

(エ) 障害者法定雇用率の達成

障害者雇用状況の報告義務がある事業主で障害者法定雇用率を達成していること。  
なお、障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。

(オ) 協力雇用主の登録

名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受けていること。

(カ) 保護観察対象者等の雇用

名古屋保護観察所における保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること。

- (キ) 障害者就労施設等からの調達実績  
障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること。
  - (ク) 女性の活躍促進宣言の提出  
女性の活躍促進宣言を提出していること。
  - (ケ) あいち女性輝きカンパニーの認証  
あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること。
  - (コ) えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）  
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定〔プラチナえるぼし認定を含む〕）を受けていること。
  - (カ) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録  
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。
  - (シ) あいちっこ家庭教育応援企業への賛同  
あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。
  - (ス) くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）  
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定〔トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む〕）を受けていること。
  - (セ) 愛知県休み方改革マイスター企業の認定  
愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること。
  - (リ) 愛知県「休み方改革」イニシアチブ  
愛知県「休み方改革」イニシアチブのうち「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」を実施していること
  - (タ) エコモビリティライフの推進  
あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。
  - (チ) 安全なまちづくりと交通安全の推進  
愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること。
  - (ツ) 健康づくりの推進  
愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること。
  - (テ) 取引適正化の推進  
パートナーシップ構築宣言を公表していること。
- (3) 選定  
審査委員会の審査結果をうけ、県が委託先を選定する。
- (4) 通知  
選定結果については、すべての応募者に対して通知する。
- (5) 契約  
選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

## 9 スケジュール（予定）

2026年3月17日（火）	委託先募集開始
2026年3月23日（月）	説明会の開催
2026年4月6日（月）	企画提案書の提出期限
2026年4月13日（月）	審査委員会による審査、委託先の決定
2026年4月中旬	契約締結
2027年2月下旬	実績報告書（成果報告書を含む）の提出
2027年2月下旬	完了検査、請求書の提出
2027年3月中旬	委託料の支払い

## 10 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約手続きを選択することができる。電子契約の詳細については、愛知県のHPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。
- (3) 本業務の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とする。